

犬山市議会第 8 2 号議案

犬山市民健康館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

犬山市民健康館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

犬山市長 原 欣 伸

(説 明)

この案を提出するのは、犬山市民健康館入浴施設に係る使用料の額を改定するため必要があるからである。

犬山市民健康館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

犬山市民健康館の設置及び管理に関する条例（平成13年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「第1項の使用料」を「第5条第1号に規定する施設の使用料」に改める。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第11条関係）

入浴施設使用料

利用者区分	入浴券区分	使用料
一般（65歳未満）	1回券	円 700
	回数券（12枚綴）	7,000
高齢者（65歳以上）・障害者・小学生及び中学生	1回券	400
	回数券（12枚綴）	4,000

別表第2備考に次のように加える。

3 回数券の購入及び回数券による入浴施設の利用は、市内に住
所を有する者に限る。

附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用（入浴施設の回数券にあっては、購入。以下同じ。）に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

○犬山市民健康館の設置及び管理に関する条例の一部改正のための新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）																														
（使用料） 第 1 1 条 略 2 略 3 <u>第 5 条第 1 号に規定する施設の使用料は、第 6 条第 1 項の規定による許可と同時に納入しなければならない。</u> <u>別表第 2（第 1 1 条関係）</u> 入浴施設使用料 <table><tr><th><u>利用者区分</u></th><th><u>入浴券区分</u></th><th><u>使用料</u></th></tr><tr><td rowspan="2"><u>一般（6 5 歳未満）</u></td><td><u>1 回券</u></td><td>円 7 0 0</td></tr><tr><td><u>回数券（1 2 枚綴）</u></td><td>7, 0 0 0</td></tr><tr><td rowspan="2"><u>高齢者（6 5 歳以上）・障害者・小学生及び中学生</u></td><td><u>1 回券</u></td><td>4 0 0</td></tr><tr><td><u>回数券（1 2 枚綴）</u></td><td>4, 0 0 0</td></tr></table> 備考 1 及び 2 略 3 <u>回数券の購入及び回数券による入浴施設の利用は、市内に住所を有する者に限る。</u>	<u>利用者区分</u>	<u>入浴券区分</u>	<u>使用料</u>	<u>一般（6 5 歳未満）</u>	<u>1 回券</u>	円 7 0 0	<u>回数券（1 2 枚綴）</u>	7, 0 0 0	<u>高齢者（6 5 歳以上）・障害者・小学生及び中学生</u>	<u>1 回券</u>	4 0 0	<u>回数券（1 2 枚綴）</u>	4, 0 0 0	（使用料） 第 1 1 条 略 2 略 3 <u>第 1 項の使用料は、第 6 条第 1 項の規定による許可と同時に納入しなければならない。</u> <u>別表第 2（第 1 1 条関係）</u> 入浴施設使用料 <table><tr><th><u>利用者区分</u></th><th><u>入浴券区分</u></th><th><u>使用料</u></th></tr><tr><td rowspan="2"><u>一般（6 5 歳未満）</u></td><td><u>1 回券</u></td><td>円 5 2 0</td></tr><tr><td><u>回数券（1 2 枚綴）</u></td><td>5, 2 0 0</td></tr><tr><td><u>6 5 歳以上</u></td><td><u>1 回券</u></td><td>3 1 0</td></tr><tr><td><u>障害者</u></td><td><u>1 回券</u></td><td>3 1 0</td></tr><tr><td><u>小学生及び中学生</u></td><td><u>1 回券</u></td><td>3 1 0</td></tr></table> 備考 1 及び 2 略	<u>利用者区分</u>	<u>入浴券区分</u>	<u>使用料</u>	<u>一般（6 5 歳未満）</u>	<u>1 回券</u>	円 5 2 0	<u>回数券（1 2 枚綴）</u>	5, 2 0 0	<u>6 5 歳以上</u>	<u>1 回券</u>	3 1 0	<u>障害者</u>	<u>1 回券</u>	3 1 0	<u>小学生及び中学生</u>	<u>1 回券</u>	3 1 0
<u>利用者区分</u>	<u>入浴券区分</u>	<u>使用料</u>																													
<u>一般（6 5 歳未満）</u>	<u>1 回券</u>	円 7 0 0																													
	<u>回数券（1 2 枚綴）</u>	7, 0 0 0																													
<u>高齢者（6 5 歳以上）・障害者・小学生及び中学生</u>	<u>1 回券</u>	4 0 0																													
	<u>回数券（1 2 枚綴）</u>	4, 0 0 0																													
<u>利用者区分</u>	<u>入浴券区分</u>	<u>使用料</u>																													
<u>一般（6 5 歳未満）</u>	<u>1 回券</u>	円 5 2 0																													
	<u>回数券（1 2 枚綴）</u>	5, 2 0 0																													
<u>6 5 歳以上</u>	<u>1 回券</u>	3 1 0																													
<u>障害者</u>	<u>1 回券</u>	3 1 0																													
<u>小学生及び中学生</u>	<u>1 回券</u>	3 1 0																													